

○EDINETタクソノミの概要説明 新旧対照表

新	旧（投信法改正対応版）
<p>1-5 ディメンション</p> <p>1-5-2 ローカルディメンション</p> <p>ディメンションのドメイン及びメンバーを定義する場所は、次の図表にあるように「ローカルディメンション」があります。</p> <p>ローカルディメンションの場合は、指定されたディメンション表でのみ軸に定義されたメンバーを利用できます。</p> <p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">図表 1-5-8 ローカルディメンションのイメージ</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>(削除)</p>	<p>1-5 ディメンション</p> <p>1-5-2 ローカルディメンションとグローバルディメンション</p> <p>ディメンションのドメイン及びメンバーを定義する場所は、次の図表にあるように「ローカルディメンション」及び「グローバルディメンション」の二種類あります。</p> <p>ローカルディメンションの場合は、指定されたディメンション表でのみ軸に定義されたメンバーを利用できます。</p> <p>グローバルディメンションの場合は、複数のディメンション表で軸に定義されたメンバーを利用できます。なお、EDINETタクソノミにはグローバルディメンションとして、「遡及処理」が用意されています。</p> <p style="text-align: center;">図表 1-5-8 ローカルディメンションとグローバルディメンションのイメージ</p> <div style="text-align: center;"> </div>

新	旧（投信法改正対応版）
<p data-bbox="284 279 694 317">2-1 XBRL 対象範囲の拡大</p> <p data-bbox="305 352 845 390">2-1-4 訂正報告時の提出ファイル</p> <p data-bbox="225 411 276 443">(略)</p> <p data-bbox="264 449 1406 552">訂正報告書自体は XBRL の対象外です。添付するインライン XBRL の表紙ファイルには、次の図表のように、提出書類名に続けて「(元号 GG 年 M 月 D 日付け訂正報告書の添付インライン XBRL)」と記載してください。</p> <p data-bbox="264 558 1406 625"><u>有価証券届出書の訂正届出書に添付するインライン XBRL の表紙ファイルには、「有価証券届出書 (元号 GG 年 M 月 D 日付け訂正届出書の添付インライン XBRL)」と記載してください。</u></p>	<p data-bbox="1537 279 1947 317">2-1 XBRL 対象範囲の拡大</p> <p data-bbox="1558 352 2098 390">2-1-4 訂正報告時の提出ファイル</p> <p data-bbox="1478 411 1528 443">(略)</p> <p data-bbox="1516 449 2659 552">訂正報告書自体は XBRL の対象外です。添付するインライン XBRL の表紙ファイルには、次の図表のように、提出書類名に続けて「(元号 GG 年 M 月 D 日付け訂正報告書の添付インライン XBRL)」と記載してください。</p> <p data-bbox="1478 558 1555 590">(追加)</p>

新

2-5 要素のラベルと表示との関係

(略)

図表 2-5-1 日本語ラベルの上書き及び表示との一致について

No	ケース	ルール(上段)及び例外(下段)
1	財務諸表本表中のタイトル項目及び金額のタグ付け	ラベルの上書きは、 <u>次の①の限定的な例外を除き不可</u> とします。 表示科目とラベルとは、 <u>次の②の限定的な例外を除き一致</u> するようにします。 例外 ①株主資本等変動計算書における遡及処理の表記。 ②前期と当期とが別の表となる場合の同一の勘定科目について、値の正負が前期と当期とで異なる場合。
2	財務諸表本表以外の金額及び数値の詳細タグ付け	<u>ラベルの上書きは、次の限定的な例外を除き不可</u> とします。表示科目とラベルとは、一致するようにします。 例外 表示科目と要素概念との一致を前提に、次のような例外においては <u>不一致を認めます(ラベルの上書きは任意。可能な場合、ラベルを上書きし一致させることも可)</u> 。 ・経営指標等中のIFRS又はUS GAAPに係る要素。 ・経営指標等における「当期」、「中間」又は「四半期」の期間区別の不一致。 ・経営指標等における「正值」のみ又は「負値」のみを表す表示科目と「正值又は負値(Δ)」の標準ラベルとの不一致。 ・セグメント情報におけるセグメント利益、セグメント資産等の表示科目とラベルとの不一致。 ・前期と当期とが別の表となる場合の同一の勘定科目について、値の正負が前期と当期とで異なる場合。 ・貸借対照表関係注記及び損益計算書関係注記において、財務諸表本表と同一の要素を用いた結果、表示科目とラベルが不一致となる場合。

旧 (投信法改正対応版)

2-5 要素のラベルと表示との関係

(略)

図表 2-5-1 日本語ラベルの上書き及び表示との一致について

No	ケース	ルール(上段)及び例外(下段)
1	財務諸表本表中のタイトル項目及び金額のタグ付け	上書きは不可とします。 表示科目及びラベルは、限定的な例外を除き一致するようにします。 例外 次のケースにおいては、表示科目とラベルとの不一致を認めます。 ・株主資本等変動計算書等における遡及処理の表記をする場合の純資産要素のラベルとの不一致。 ・前期と当期とが別の表となる場合の同一の勘定科目について、値の正負が前期と当期とで異なる場合。
2	財務諸表本表以外の金額及び数値の詳細タグ付け	上書きは、限定的な例外を除き不可とします。 <u>原則として</u> 、表示科目及びラベルは、一致するようにします。 例外 表示科目と要素概念との一致を前提に、次の例外においてはラベルの上書きを認めます。 ・経営指標等中のIFRS又はUS GAAPに係る要素。 <u>IFRSに係る要素の概念については、IFRSタクソノミを参照。</u> また、表示科目と要素概念との一致を前提に、次のような例外においては <u>不一致を認めます</u> 。 ・経営指標等における「当期」、「中間」又は「四半期」の期間区別の不一致。 ・経営指標等における「正值」のみ又は「負値」のみを表す表示科目と「正值又は負値(Δ)」の標準ラベルとの不一致。 ・セグメント情報におけるセグメント利益、セグメント資産等の表示科目とラベルとの不一致。 ・前期と当期とが別の表となる場合の同一の勘定科目について、値の正負が前期と当期とで異なる場合。 ・貸借対照表関係注記及び損益計算書関係注記において、財務諸表本表と同一の要素を用いた結果、表示科目とラベルが不一致となる場合。

新			旧（投信法改正対応版）		
3	ディメンションのメンバー要素	<p>ラベルの上書きは不可とします。「合計」、「小計」等、表示名称が用途別に変化する場合その他表示名称とラベルの一致が困難な場合は、表示とラベルとは必ずしも一致させる必要はありません。</p> <p>例外 次のケースにおいては、表示名称とラベルとを必ず一致させます。 ・報告セグメントの名称（セグメント表上の報告セグメント以外の部分は含みません。） ・株主資本等変動計算書における純資産の内訳科目の名称</p>	3	ディメンションのメンバー要素	<p>上書きは不可とします。「合計」、「小計」等、表示名称が用途別に変化する場合、その他表示名称とラベルとの一致が困難な場合は、必ずしも一致させる必要はありません。</p> <p>例外 次のケースにおいては、表示名称とラベルとを必ず一致させます。 ・報告セグメントの名称（セグメント表上の報告セグメント以外の部分は含みません。） ・株主資本等変動計算書における純資産の内訳科目の名称</p>
4	その他のタグ付け及び財務諸表本表以外の抽象要素	記載内容と要素概念との一致を前提に、表題とラベルとは必ずしも一致させる必要はありません。ラベルを上書きし、一致させることも可能です。	4	その他のタグ付け及び財務諸表本表以外の抽象要素	記載内容と要素概念との一致を前提に、表題とラベルは必ずしも一致させる必要はありません。ラベルを上書きし、一致させることも可能です。
5	用途別ラベル	EDINETタクソミで必要な用途別ラベル（財務諸表区分別ラベル及び業種別ラベルを含む。）が定義されていない場合、用途別ラベルの追加ができます。なお、ラベルロールを本来の意味と異なる用途で流用することは不可です。	5	用途別ラベル	EDINETタクソミで必要な用途別ラベル（財務諸表区分別ラベル及び業種別ラベルを含む。）が定義されていない場合、用途別ラベルの追加ができます。なお、ラベルロールを本来の意味と異なる用途で流用することは不可です。

新

2-6 詳細タグ付けの範囲及び方針

2-6-2 開示府令

(略)

➔ 財務諸表

〔日本基準〕

財務諸表本表は、詳細タグ付けします。

連結個別及び純資産科目は、ディメンションで定義します。注記事項については、次の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」から「セグメント情報等」までを参照してください。

(削除)

(削除)

(削除)

旧（投信法改正対応版）

2-6 詳細タグ付けの範囲及び方針

2-6-2 開示府令

(略)

➔ 財務諸表

〔日本基準〕

財務諸表本表は、詳細タグ付けします。

連結個別及び純資産科目は、ディメンションで定義します。注記事項については、次の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」から「セグメント情報等」までを参照してください。

なお、遡及処理については、表示項目用の要素を提出者別タクソノミで追加する対応を推奨します。「図表 2-6-4 会計方針の変更による累積的影響額の設定値」及び「図表 2-6-5 会計方針の変更を反映した当期首残高の設定値」を参考にしてください。

図表 2-6-4 会計方針の変更による累積的影響額の設定値

項目		内容
●スキーマファイルに設定		
要素名		CumulativeEffectsOfChangesInAccountingPolicies
属性	type	monetaryItemType
	substitutionGroup	item
	periodType	instant
	balance	credit
	abstract	false
●名称リンクファイルに設定		
標準ラベル	(日本語)	会計方針の変更による累積的影響額
	(英語)	Cumulative effects of changes in accounting policies
冗長ラベル	(日本語)	会計方針の変更による累積的影響額
	(英語)	Cumulative effects of changes in accounting policies

図表 2-6-5 会計方針の変更を反映した当期首残高の設定値

項目		内容
●スキーマファイルに設定		
要素名		RestatedBalance
属性	type	monetaryItemType
	substitutionGroup	item
	periodType	instant
	balance	credit
	abstract	false
●名称リンクファイルに設定		
標準ラベル	(日本語)	会計方針の変更を反映した当期首残高

新	旧（投信法改正対応版）		
		（英語）	Restated balance
	冗長ラベル	（日本語）	会計方針の変更を反映した当期首残高
		（英語）	Restated balance